第124話<シイタケ植栽>の要約と参考資料

第124話<シイタケ植栽>の要約

新焙焼炉の操業が始まると、和合会は契約書にもとづいて「鉱害判定のためのシイタケ植栽」を鉱山に申し入れました。試験栽培が始まって1年半後の58年3月、試験地のシイタケは芽を出さなかったのに、鉱山は「場所のせい」にして煙害を認めなかったのです。

第124話<シイタケ植栽>の参考資料

124-1 戦後のシイタケ被害に関する略年表

1955 (昭和30) 年

- 3月15日 新焙焼炉完成、23日から鉱石を投入して焙焼を開始。
- 4月11日 十市郎とほか1人、岩戸村助役を訪れ、焙焼炉50メートルで椎茸栽培試験をすることを申入れ(会社内部文書)
- 10月25日 中島鉱山会社本社幹部から土呂久鉱業所幹部への書簡「地元並びに支庁の 要請にも強いものがあるが、椎茸の栽培を至急始めてもらい度いと思いま す」(会社内部文書)
- 10月29日 土呂久鉱業所幹部から西臼杵支庁長へ「砒素炉周辺の椎茸試験栽培につき技術指導願いの件」(会社内部文書)
- 12 月 11 日 「製錬する際のばい煙が付近山林に伏せたシイタケコマ木に被害を及ぼし 生産がガタ減りになったというもの。(略) このため同支庁では 12 日に現地 に出向き、かまを中心に 150 メートルから 300 メートルの間に 50 メートル 間隔にコマ木を伏せて被害を調査することになった」(日向日日新聞)
- 12月12日 西臼杵支庁がシイタケ栽培試験に関する現地調査(55年12月11日日向日 日新聞)

1956 (昭和 31) 年

- 10月 「農民に煙害が出たとの声から 31 年 10 月灰焼炉を中心に 4 カ所のシイタケ栽培調査所を設けて調査を始めた」(朝日新聞 1958 年 5 月 25 日)
- 1958 (昭和 33) 年
  - 3月 「本年3月西臼杵支庁林務課、町当局、会社、地元民立会で栽培調査所を調べて見ると、シイタケの全然出来ていない地区を発見、問題化した」(朝日新聞1958年5月25日)
  - 5月25日 「ヒ素灰の煙害問題に結論 / シイタケに害はない / 農林省技官が太鼓判」 の見出しの朝日新聞記事

7月11日 大切坑地下110メートルで出水。20日、閉山を宣言(日向日日新聞) 1959(昭和34)年

- 2月 住友金属鉱山の系列下に入り、鉱山再開
- 4月3日 和合会が高千穂町に「椎茸不作」などの理由で亜ヒ焼き施設廃止の陳情
- 5月12日 夕刊ポケット紙に「煙の亜硫酸でシイタケ、農作物に SOS?」の記事 1960 (昭和35)
  - 2月29日 高千穂町長が中島鉱山会社社長に「亜砒酸炉建設契約書第6条」に基く改定 を申し出る文書をだした
  - 8月17日 日向日日新聞の「土呂久地区に煙害 / 木や草が枯れる」の記事中に「3年前にもシイタケが発芽せず煙害の疑いで県が分析調査したが、はっきりした原因はつかめていない」とある

#### 124-2 戦前の記録に残るシイタケの被害

池田牧然獣医の報告記「岩戸村土呂久放牧場及土呂久亜砒酸鉱山ヲ見テ」(1925年4月) 茲ニ部落民ノ為メ、実ニ同情スベキ悲惨ナ問題ガ現在起ツテ居ルノデアル。即二、三 年前ヨリ、或原因ノ為メニ農作物ノ不作、特ニ今迄デ特産デアル豆類全クノ不作、植林 ノ枯死、椎茸ノ無発生、蜜蜂ノ全滅、同一類似症状ノ牛馬ノ斃死、野生鳥類ノ死亡等デ アル。其レニハ種々ノ原因ガアリマショウガ、茲ニ見聞シタ事ヲ書キマシテ、諸賢ノ御 教示ヲ受ケ度イト思ヒマス。(略)

今ハ椎茸ノ発生デ忙シカラネバナラヌノニ、何ノ果報カ此地ノ重要物産デアル椎茸ノ原木ヲ見レバ、茸一ツ見ヘヌ。土呂久名物ノ蜜蜂モ、今ハ穴巣ヲ止ムルノミ。村人ハ、椎茸ハ二、三年一芽モ出ナイ、蜜蜂モ三年前カラ漸次死滅シテ終ツタ、偶々花ニ狂フ蜂ヲ見テ居ルト、花ヲ吸イツツ死スルモノガ多イ、又小鳥類ガ畑ノ中ニ死ンデ落チテ居ル事ハ年中ノ事デ、何時デモ死ンダ小鳥ヲ畑ノ中ヨリ拾ツテ見セル事ガ出来ルト云フテ居ル。

### 和合会が宮崎県に提出した「陳情書」(1941年4月 高橋手記)

大正九年以来部落中央部ニ存スル鉱山ニ依リ亜比酸製造開始セラレ、之ガ煙害或ハ汚水ノ為、附近樹木ハ漸次枯死シ、農作物或ハ家畜等ニ相当被害ヲ認メ、植林スルモ成育不良就中椎茸ノ如キハ十年以前ヨリ殆ンド発生ヲ見ヅ、豆類ハ不結実ニ終リ、米麦ニ至リテモ漸ク其ノ徴激甚ニシテ、被害額漠大ナルヲ認ムルニ至レリ。

124-3 岩戸村と中島鉱山会社が結んだ契約書(1954年5月15日)

第4条 被害の有無其の範囲並に程度等の調査については必要に応じ県及関係当局学識

経験者其の他公正な第三者に依頼するものとする。

鉱害状況判定のため会社の地域内並に地域外に椎茸及豆類の植栽を行ふ

第5条 調査の結果被害を認めた場合は高甲乙誠意を以て其の対策を協議するものとし若し甲から要求のあった時は乙は直に操業を中止し其の被害に対し充分な補償を行ふものとする

### 124-4 焙焼炉の見回りにきた土呂久住民

土呂久訴訟第 11 回口頭弁論 (1978 年 1 月 18 日) における鶴野秀男本人調書 山口定男 (被告代理人) それから付近の人が 2~3 日おきに来ていたということですが、それは何しに来ていたのですか?

鶴野秀男 事務所に寄って、その係員を連れてきて、煙がいっぱい土呂久の谷にあるから、夕べは余計やいたんだろうという抗議の申し込みですね。そして、視察に来るわけです。

山口 まあ文句を言いに来ておったと。

鶴野 はい、いつも文句を言って喧嘩しておったです。

## 124-5 椎茸栽培試験地設置見取図と伏込石数並びに打込種駒数(土呂久鉱業所作成)

	伏せ込み石数(石)	打ち込み種駒数(個)
第1試験地	2, 154	360
第2試験地	1, 099	280
第3試験地	1, 739	3 0 0
第4試験地	977	2 1 0
計	5, 969	1, 150

# 124-6 シイタケ被害を報道した日向日日新聞記事(1955年 12月 11日)

特産「しいたけ」に赤信号! / ばい煙で駒木に被害 / 付近の農家が対策を申入れ

西臼杵郡岩戸村土呂久鉱山地区の黒葛原、惣見など鉱山付近部落では「製錬かまのばい煙で特産のシイタケに被害がある」と、このほど村当局を通じて鉱山に対策を申入れた。

同鉱山は中島鉱業 KK が経営し鉄、銀、ダンビュライト、鉛、錫、銅、亜鉛などを生産しているが、これを製錬する際のばい煙が付近山林に伏せたシイタケコマ木に被害を及ぼし生産がガタ減りになったというもの。

このため村当局では直ちに同鉱山に対し科学的な調査を依頼したが、その施設がないので同鉱山では西臼杵支庁に協力を求め鉱山主、岩戸村とが協定して同支庁に検査を一任することになった。

このため同支庁では 12 日現地に出向き、かまを中心に 150 メートルから 300 メートルの間に 50 メートル間隔にコマ木を伏せて被害を調査することになった。

被害程度が判明するのは明年秋ごろの予定。施設が近代化されているので被害はない と主張する鉱山側との間にどんな結論が出るか注目されている。

## 124-7 専門家による調査後の住民の声

#### 佐藤弘さんの話

煙害を調べるために椎茸を植えた場所があったので、県も町も一緒に、その場所を調査したことがあった。そこの椎茸も全然芽を出していなかったのに、鉱山は「椎茸に不向きの場所のせいだ」と、他の理由にしてしまい、煙害だとは認めようとしなかった。